5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	4

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 都民等の意見書の見解

(1)環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 環境全般	
意見の内容		実施者の見解
現時点では仮設工作物の諸元が未定であるとし		仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価
て、仮設工作物や開催中に係る環境影響要因は対象		は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響
としていませんが、工事等では複合影響が考えられ		要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別
るため、各項目の評価にあたっては、仮設工作物も		途実施する予定です。
含めた競技場全体を加味した環境影響評価を行って		事業の実施に当たっては、平成 28 年 12 月及び
ください。		平成 29 年 3 月に近隣自治会長説明を実施してお
工事施工前、工事施工中および供用開始後に、地		り、今後も実施していく予定です。また、工事に
元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、		関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの
理解と協力が得られるよう最大限努力してくださ		問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行
い。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対		います。
し、速やかに対応してください。		
項目	2. 大気等	
意見の内容		実施者の見解
建設機械の稼働や工事用車両の走行による環境へ		工事の実施に当たっては、施工ヤード周囲に仮
の影響はほとんどないとの見解ですが、建設機械の		囲いを設置するほか、建設機械による寄与率を極
アイドリングストップを行うなど、粉じんや大気汚		力少なくするよう、建設機械の効率的な稼働、排
染物質について発生抑制に努めてください。		出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必
		要なアイドリングの防止等により、周辺への影響
		の低減に努めます。
項目	3. 騒音・振動	
意見の内容		実施者の見解
夜間を含めた作業時間や期間については、周辺住		工事の実施に当たっては、騒音・振動が発生す
民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよ		るような工事については、原則として夜間には実
う配慮してください。		施しないよう詳細な施工計画を検討します。
項目	4. 土壌	
意見の内		実施者の見解
土壌汚染が確認された場合は、関係法令に基づき		計画地は昭和 47 年に埋立が完了した埋立地に位
速やかに対応し、拡散防止に努めてください。ま		置しており、計画地には有害物質の取扱事業場が
た、運搬土壌の飛散防止措置も講じてください。		存在した履歴はなく、有害物質又は有害物質によ
		り汚染された土壌を埋立てた経緯はありません。
		今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認
		された場合には、関係法令に基づき速やかに土壌
		汚染対策、飛散防止措置を講じます。

項目

5. 緑

意見の内容

(1)大井ホッケー会場の建設にあたり、樹木の伐採 について計画書に記載ありました。伐採樹木の処理 方法の記載はあったものの、移植等の記載が見当た らないため問い合わせるに至りました。

大井スポーツ公園は、樹木が豊かで、自然豊かな中でスポーツを楽しめる貴重な公園です。自然との共生を掲げているオリンピックだけに出来る限り多くの樹木を公園内に移植するなどの方法をとって頂きたいと思います。

ドッグラン周辺には大きな樹木があり、ドッグランのシンボルツリーもある自然豊かな場所です。木陰で人も大も鳥も暑い陽射しから一時涼を得られます。大きなケヤキが作る木陰は、真夏のオリンピックにあって涼を求める人々がホッと出来る場となることと思います。

どうぞよろしくお願いします。

(2)大井ホッケー競技場の建設においては、建設に 先立ち、品川区みどりの条例(以下「条例」とす る)に基づく「緑化計画書」の届出が必要です。可 能な限り既存樹木を残し、条例の基準以上の内容で 緑化をご計画下さい。なお、仮設建築物を芝生上部 に建設する場合「緑化計画書」においては建築物下 の芝生を緑地面積としては認めず、仮設建築物の建 設がなかったとしても、頻繁に歩行者の往来が予測 される導線上の芝生地については通常、緑地面積と しては認められません。以上のことをご考慮の上で 評価書の作成及び条例に基づく「緑化計画書」の作 成・提出してください。

実施者の見解

(1)事業の実施に当たっては、第一球技場計画地内において、工事によって影響が生じる既存樹木について樹木診断を実施し、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種等を除き、樹勢や樹形が良好で移植が可能な樹木については、可能な限り大井ふ頭中央海浜公園内へ移植することを検討します。

また、現時点において、既設ドッグラン周辺に 生育しているケヤキの大径木については、現位置 にて保存する計画です。

(2)事業の実施に当たっては、品川区みどりの条例に基づき緑化計画書を提出する予定です。

緑化計画書の提出に当たっては、事前に区と十分に相談を行うほか、本ご意見を参考に、緑化計画を検討していきます。

項目

6. 公共交通へのアクセシビリティ

意見の内容

最寄駅の大井競馬場前駅から車椅子利用者が競技場へ向かう際は勾配の強い斜面を通らなければならない。設置されているエレベータは複数の車椅子が同時に乗車できるサイズになっていない。

周辺道路は緑が多く歩道も広く整備されているが、車椅子利用者のアクセシビリティについては、大井競馬場前駅の改修もしくは、ボランティアスタッフの配置、バス利用の推進など検討が必要と思われます。

実施者の見解

大会時の観客の主要な動線については、組織委員会、国及び都が、協議会を設置して策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきます。

項目

7. 交通安全

意見の内容

工事期間中における工事車両の増加等により交通 渋滞の発生が懸念されます。交通渋滞を回避するために、抜け道として通学路や生活道路に流入する車 両が増加する恐れがありますので、区民の安全を考慮した予防策を講じてください。

工事用車両の走行ルートについては、予定されている品川区道準幹線35の整備工事に支障が出ないように選定してください。また、車両の出入場ルートについては当区と十分協議したうえで決定してください。

実施者の見解

工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めます。

工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。

また、品川区道準幹線 35 を工事用車両が走行する場合には、工事工程の相互調整について事前に区と十分協議を実施した上で、詳細な施工計画を検討していく予定です。

(2) その他

項目 1. その他 意見の内容 実施者の見解 (1)大井ホッケー場建設予定地にあるしおさいドッ (1) 既設ドッグランの代替えとなる施設について は、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内のくす グラン利用者の者です。 去年8月にオリンピックホッケー会場建設により のき広場付近に設置する計画であり、平成29年7 ドッグラン移設に関するアナウンスがありましたが 月から工事に着手し、平成29年10月頃の完成を 移設に関してそれ以来音沙汰がなく敷地内にある管 予定しております。 理事務所に聞いても解らないとのこと、、、。 使用開始時期等については、詳細が決定次第、 ドッグラン取り壊しになる今年12月まであと7 東京港南部地区海上公園ガイドホームページ ヶ月となってきました。 (http://seaside-park.jp/park_ooisports/) 等 早く移設場所をドッグランの利用者みんなに知ら でお知らせいたします。 せてください。 移設と発表にはなっていますが何処に移設なの か?同敷地内なのか?いつなのか?などは全くドッ グラン利用者にアナウンスがまだありません。 オリンピックのための施設建設もけっこうですが ドッグラン施設を利用してきた犬と飼い主の気持ち も解ってください。 よろしくお願いします。 (2)事業の基本計画における今後の検討を含めた未 (2) 現時点では未定部分の計画の策定や計画の変更 定部分の計画策定や、その他変更等が生じた際に 等が生じた際には、速やかに区に周知する予定で は、品川区まで速やかにお知らせください。 東京 2020 大会後の後利用時には、必要に応じて 環境配慮の視点から、観覧者による自転車利用の 観覧者への自転車利用の促進を周知します。 促進を、今後の視点に取り入れてください。 また、競技用照明設備の設置に当たっては、 ナイター設備設置の場合は近隣の建物に影響が出 「JIS Z 9127 スポーツ照明基準」に基づきピッチ ないように照明角度を調整してください。

の照度等を確保するよう照明角度を適切に設定す

るほか、周辺への障害光を抑制します。